

～利用料の減免についてのご案内～

令和7年4月1日更新

◎**減免の対象** 以下の使用条件に当てはまる場合、利用料減免の対象となります。

免除

- ア 市が主催する事業に使用する場合
- イ 市内の学校又は市内の児童福祉施設が、当該学校又は施設の行事として**文化事業**で使用する場合

利用料の 1/2 を減額

認定した文化団体(以下「認定団体」)の詳細は裏面に記載

- ウ 市が**共催**する**文化事業**に使用する場合
- エ 国又は地方公共団体が公用のため、**文化事業**で使用する場合
- オ 市長が別に定める基準により認定した文化団体が、**文化事業**で使用する場合
- カ 市内の福祉団体で市が財政援助しているものが、**文化事業**で使用する場合

市長が定める額の減免又は免除

- キ そのほかに、**文化事業**を行う場合で市長が特に必要と認めるとき

※**文化事業**とは

- ・音楽を主とする事業
- ・舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする事業
- ・伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする事業
- ・美術、写真の発表・展示を主とする事業
- ・その他、文化事業として認められるもの



※**共催**の定義

市が使用者と共同で文化事業を開催するもので、その企画、運営に関わっており、市が主催している場合と、実質的に変わらないもの

お問い合わせ先

小田原三の丸ホール
TEL：0465-20-4152

※【オ】に記載の認定団体については下記の番号へご連絡ください

文化政策課 文化政策係
TEL：0465-33-1706

認定団体について

◎認定基準 下記の条件をすべて満たしている場合は、認定団体として認定されます。

- ア 主たる活動の場が小田原市内であること。又は、構成員の 5 割以上が市内に居住、在学、又は通勤する人であること。
- イ 規約を有し、かつ役員について規定があること。
- ウ 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実に行われていること。
- エ 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- オ 有償で行われているピアノ教室、バレエスクールなどの教室活動ではないこと。
- カ 設立後 1 年以上の継続的かつ計画的な活動実績があること。
- キ 市民ホールで過去 2 年間に 1 回以上自主公演又は展示会を行っていること。

◎必要書類

- ☐ 規約
- ☐ 1 年間の予算及び事業計画書（小田原市民ホール以外での活動を含める）
- ☐ 役員名簿及び構成員名簿
- ☐ 前年度の決算書及び事業報告書（小田原市民ホール以外での活動を含める）
- ☐ 申請日以前 2 年間にける「小田原市民ホール使用許可・利用料減額(減免)決定通知書」
※許可証がなければホールで催事を行ったことが分かるチラシやポスター等の資料

◎認定方法

1. 認定団体の認定を受けようとする団体の代表者は、「認定申請書」を記入の上、必要書類を添えて文化政策課もしくはホール窓口で申請をお願いします。
2. 認定団体と認められた際には、文化政策課より団体の代表者に対して、「認定書」を交付します。

◎注意事項

- ・申請してから認定されるまで約 2 週間程度かかるため、余裕を持った申請をお願いします。
- ・認定の有効期間は認定日から 2 年以内です。
※認定された年度の翌年度までが有効期限です。（令和 7 年度に認定されると令和 9 年 3 月まで）
- ・認定団体の新規申請につきましては、随時受付を行います。
- ・年に一度、実績報告書を提出していただきます。（所定用紙あり）